

事務連絡
令和7年7月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年12月27日保医発1227第2号）」の一部訂正について

標記について、その別添に下記を追加することとしましたので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

別添4 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和6年3月5日保医発0305第11号）の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
 (令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

1 別表1のIの「検査」の「冷凍手術器(検査)」の項の次に次を加える。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
神経心理検査用プログラム	プログラム (1) 疾病診断用プログラム	神経心理検査用プログラム	認知症の診療支援として、視線の情報を連続的に収集し神経心理検査に用いるプログラムであること	D285	認知機能検査その他の心理検査 1 操作が容易なもの イ 簡易なもの

(別添4参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後					改正前						
(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査					(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等・在宅医療 (略) 検査						
特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目		特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け	一般的名称					薬事承認上の位置付け	一般的名称			
冷凍手術器(検査)	機械器具(31)医療用焼灼器	汎用冷凍手術ユニット	組織の冷却・冷凍が可能なもの	D415-5	経気管支凍結生検法	冷凍手術器(検査)	機械器具(31)医療用焼灼器	汎用冷凍手術ユニット	組織の冷却・冷凍が可能なもの	D415-5	経気管支凍結生検法
神経心理検査用プログラム	<u>プログラム(1)疾病診断用プログラム</u>	<u>神経心理検査用プログラム</u>	<u>認知症の診療支援として、視線の情報を連続的に収集し神経心理検査に用いるプログラムであること</u>	D285	<u>認知機能検査その他の心理検査</u> <u>1 操作が容易なもの</u> <u>イ 簡易なもの</u>	(新設)					
画像診断～放射線治療 (略) II 歯科点数表関係 (略)					画像診断～放射線治療 (略) II 歯科点数表関係 (略)						